

# 利 用 上 の 注 意

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

なお、商業統計調査は平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしている。今回は第 2 回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施した。

この統計表は、平成 16 年 6 月 1 日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について立地環境特性区分の定義（別表 1）により特性付けを行い再集計したものと及び大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗内の小売事業所について再集計したものである。

## 1. 立地環境の特性区分及び定義並びに大規模小売店舗について

立地環境特性区分及び定義は、原則として都市計画法に基づいて設定している（別表 1「立地環境特性の区分及び定義」参照）。

なお、立地環境特性付けにあたっては、平成 11 年までは調査区単位に行ったが、平成 14 年調査からは事業所単位の特性付けに変更している。

大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が 1000 m<sup>2</sup>を超える店舗で届け出のあったものが大規模小売店舗である。

## 2. 主な用語の説明

### (1) 事業所（商業事業所（小売））

一定の場所で、主として個人消費又は家庭消費の商品を販売する事業所をいう。

事業所には次のものが含まれる。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類 Q - サービス業（他に分類されないもの））とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

### (2) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所を持たない事業所（1 企業 1 事業所）をいう。

### (3) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

また、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

なお、従来は販売事業所としての支店、支社、営業所などの事業所を持っている場合に本店とし、販売事業所を持たない本店は「単独事業所」としていた。

#### (4) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

##### \* 本店、支店の関係

親会社と子会社は、それぞれ独立した企業であり、本店・支店の関係ではない。

「チェーン店」の事業所は、その経営者が本部の経営者と異なれば（フランチャイズ店）、「単独店」若しくは「本店」とする。

米穀小売業などの中小企業等協同組合法に基づく企業組合の場合は、その本部が「本店」、個々の組合員の事業所は「支店」となる。

#### (5) 開設時期

従来、当該事業所が商業を営むことを開始した時期としていたが、平成 16 年調査においては、当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

#### (6) 従業者及び就業者

平成 16 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成 16 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者又は下請として他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

#### (7) 年間商品販売額

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

#### (8) その他の収入額

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造

業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

#### (9) セルフサービス方式

「セルフサービス方式」とは、商品が無包装、あるいはブリパッケージされ、値段が付けられていること、備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

#### (10) 売場面積

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材等）、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていない。

#### (11) 営業時間

平成16年6月1日現在での営業時間をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。

なお、調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は、調査日に近い通常の営業時間としている。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業の事業所は調査をしていない。

#### (12) 都市人口規模

総務省自治行政局発行の「住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表人口動態表」に基づき、全国の市区町村を規模別に区分したものを。

### 3. 記号及び注記

(1) 本文中及び統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。「」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(2) 集計結果については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。

(3) 統計表表頭中の「不詳」は、当該項目について調査をしていないことを表している。

(4) 統計表表頭中の「個人事業所」には、「法人でない団体」を含めている。

(5) 「就業者1人当たり年間商品販売額」の就業者とは、「従業者数」に「臨時雇用者数」及び「派遣・下請受入者数」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者数」を除いた計である。

(6) 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。

(7) 第4表及び第5表の「業態分類」については、業態分類の定義（別表2）を参照。

(8) 第8表「商業集積地区（商店街）の都道府県別、市区町村別の商店街数、事業所数、大規模小売店舗数、大規模小売店舗内事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積」の商業集積地区（商店街）内の事業所数については、次の場合がある。

概ね一つの商店街を一つの商業集積地区としているが、

本統計表は飲食店及びサービス業が含まれないため（小売業を営む事業所のみ集計）事業所数が少なくなっている場合がある。

商店街が入り組んでいるような場合には、二つ以上の商店街をまとめて商業集積地区を設定している

ため、事業所数が多くなっている場合がある。

- (9) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成16年商業統計表 立地環境特異別統計編(小売業)」による旨を明記されたい。

#### 4. 詳細情報の閲覧

本統計表には、第1表～第10表まで掲載している。集計結果の量が膨大で、刊行物としての刊行が困難な詳細1表～詳細3表の詳細情報は、CD-ROMに記録したものをパーソナルコンピュータの画面に表示する方法により、次の場所で閲覧及び購入することができる。

##### (1) 閲覧場所

- ・経済産業省経済産業政策局 調査統計部産業統計室(閲覧のみ、連絡先は6. 問い合わせ先参照)
- ・財団法人 経済産業調査会 経済統計情報センター

〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目8番9号 木挽館銀座ビル

電話 (03) 3535 - 5348

##### (2) 詳細情報の内容

###### 詳細1表

「商業集積地区の都道府県別、市区町村別の商店街数、商業集積地(商店街)ごとの事業所数、就業者数、従業者数、年間商品販売額、売場面積、大規模小売店舗の店舗数、延べ店舗数、事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積(平成16年)」

###### 詳細2表

「商業集積地ごとの産業分類小分類別の事業所数(従業者規模別、売場面積規模別)、従業者数、売場面積、年間商品販売額及び販売効率(平成16年)」

###### 詳細3表

「商業集積地ごとの業態別の事業所数(従業者規模別、売場面積規模別)、従業者数、売場面積、年間商品販売額及び販売効率(平成16年)」

#### 5. その他

平成16年調査は簡易調査のため、産業を格付けるための商品分類を、本調査の5桁分類から3桁分類へと大括りにし、さらに取扱商品についても年間商品販売額の上位3品目の調査としている。このことから、一部の事業所については、本調査における産業格付けとは異なる(詳細については、「平成16年商業統計表 利用上の注意」中、事業所の産業の決定方法(2)特殊な方法を参照。)

#### 6. 問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 産業統計室

電話(03)3501-0386(ダイヤルイン)

本書に記載されている主な内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

## 立地環境特性の区分及び定義

別表 1

| 特性番号及び区分        | 定 義   |
|-----------------|---|
| 商業集積地区細分        |   |
| 1 商業集積地区        | 主に都市計画法 8 条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。<br>概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して 30 店舗以上あるものをいう。また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とする。 |
| 1 駅周辺型商業集積地区    | J R や私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。  |
| 2 市街地型商業集積地区    | 都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。   |
| 3 住宅地背景型商業集積地区  | 住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。  |
| 4 ロードサイド型商業集積地区 | 国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう（都市の中心部にあるものを除く）。   |
| 5 その他の商業集積地区    | 上記「駅周辺型商業集積地区」～「ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。   |
| 2 オフィス街地区       | 主に都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「1 商業集積地区」の対象にならない地区をいう。   |
| 3 住宅地区          | 主に都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住宅専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。   |
| 4 工業地区          | 主に都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。  |
| 5 その他地区         | 都市計画法第 7 条に定める市街化調整区域及び上記「1 商業集積地区」～「4 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。  |

（注）都市計画法の地域、地区と実態が異なる場合（住宅地区であっても住宅がほとんど建っていない場合など）また、都市計画法で指定されていない地域、地区においてもその地域・地区の実状に合わせ特性付けをしている場合がある。

## 業 態 分 類 の 定 義

別表 2

| 区 分           | セルフ方式<br>(注1) | 取 扱 商 品 (注2)   | 売 場 面 積  | 営業時間                | 備 考  |
|---------------|---------------|--|--|---------------------|--|
| 1 百貨店         |               |  |  |                     | 「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。<br><br>「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。 |
| 1 大型百貨店       | ×             |  | 3000 m <sup>2</sup> 以上（都の特別区及び政令指定都市は6000 m <sup>2</sup> 以上） |                     |  |
| 2 その他の百貨店     |               |  | 3000 m <sup>2</sup> 未満（都の特別区及び政令指定都市は6000 m <sup>2</sup> 未満） |                     |  |
| 2 総合スーパー      |               |  |  |                     |  |
| 1 大型総合スーパー    |               |  | 3000 m <sup>2</sup> 以上（都の特別区及び政令指定都市は6000 m <sup>2</sup> 以上） |                     |  |
| 2 中型総合スーパー    |               |  | 3000 m <sup>2</sup> 未満（都の特別区及び政令指定都市は6000 m <sup>2</sup> 未満） |                     |  |
| 3 専門スーパー      |               |  |  |                     |  |
| 1 衣料品スーパー     |               | 衣が70%以上  | 250 m <sup>2</sup> 以上  |                     |  |
| 2 食料品スーパー     |               | 食が70%以上  |  |                     |  |
| 3 住関連スーパー     |               | 住が70%以上  |  |                     |  |
| うちホームセンター     |               | 住関連スーパーのうち59E+602が0%を超え70%未満   |  |                     |  |
| 4 コンビニエンスストア  |               | 飲食料品を扱っていること   | 30 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満                   | 14 時間以上<br><br>終日営業 | 産業分類「57Dコンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。   |
| うち終日営業店       |               |  |  |                     |  |
| 5 ドラッグストア     |               | 産業分類「601」に格付けされた事業所であって60Gを扱っていること   |  |                     |  |
| 6 その他スーパー     |               |  |  |                     | 2, 3, 4, 5 以外のセルフ店   |
| うち各種商品取扱店(注3) |               |  |  |                     |  |
| 7 専門店         |               |  |  |                     |  |
| 1 衣料品専門店      | ×             | 561,562,563,564,569のいずれかが90%以上   |  |                     |  |
| 2 食料品専門店      |               | 572,573,574,575,576,577,57C,57A,57Bのいずれかが90%以上   |  |                     |  |
| 3 住関連専門店      |               | 58A,58D,58B,58C,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,60P,60D,60E,60Fのいずれかが90%以上 |  |                     |  |
| 8 中心店         |               |  |  |                     | 7に該当する小売店を除く。  |
| 1 衣料品中心店      | ×             | 衣が50%以上  |  |                     |  |
| 2 食料品中心店      |               | 食が50%以上  |  |                     |  |
| 3 住関連中心店      |               | 住が50%以上  |  |                     |  |
| 9 その他の小売店     |               |  |  |                     | 1, 7, 8 以外の非セルフ店   |
| うち各種商品取扱店(注3) | ×             |  |  |                     |  |

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品」の3桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは「559 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6 その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9 その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。